

あす 未来へ

発行/龍ヶ崎市 編集/総合政策部企画課
〒301-8611 龍ヶ崎市3710番地
TEL 0297-64-1111(代表) 内線363 FAX 0297-60-1583
URL <http://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp/>
E-mail kikaku@city.ryugasaki.ibaraki.jp



龍ヶ崎市政策情報誌

まちづくりの基本方向を示す最上位計画
『第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プラン』を
策定しました

P 2 ~ P 7

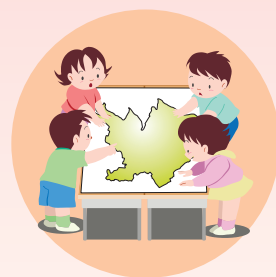
第2次中期財政計画の概要について P 8 ・ 9

介護予防・日常生活支援総合事業をはじめと
した新しい地域支援事業が始まります

P 10 ・ 11

平成 29 年度からスタートする新しい計画を
お知らせします

P 12



2017.3
第22号

自慢したくなるふるさと龍ヶ崎を目指して

まちづくりの基本方向を示す最上位計画 『第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プラン』を 策定しました

■問い合わせ：企画課地域戦略グループ ☎内線 363

第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プランとは

本市も含め我が国では少子高齢化が進行し、人口減少社会が到来しています。特に生産年齢人口の減少は、市の活力を維持できないおそれがあります。

この状況を克服し、未来を担う次世代に「ふるさと龍ヶ崎」を責任を持って引き継いでいくためには、市民の皆さんと行政が一体感を持ち、力を合わせてまちづくりに取り組むことが重要です。

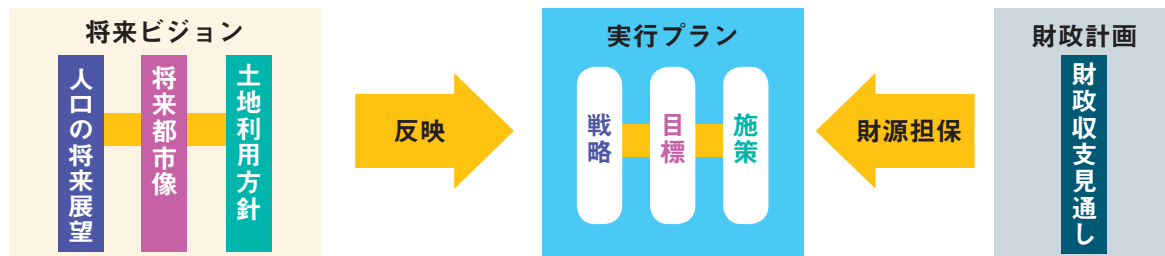
このため、市民の皆さんと共にまちづくりに取り組んでいくための指針となるよう、「第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」を策定しました。

本プランは、「ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」（前プラン）の検証や、地方創生を目指す「龍ヶ崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、本市の教育・学術および文化の振興に関する「龍ヶ崎市教育大綱」などを包括し、平成29年度からのまちづくりの基本方向を示す最上位の計画としています。

第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プランの構成と期間

平成52年（2040年）頃を目標

平成29～33年度（2017～2021年度）の5年間



将来ビジョン

人口の将来展望

本市の人口推計

- 本市の人口は、平成22年（2010年）をピークに近年は減少傾向
- 人口の市独自推計結果
平成52年（2040年）：**66,733人に減少**
平成72年（2060年）：**51,479人に減少**

人口減少と少子高齢化の進行により、経済活動の縮小、税収の減少、社会保障費用の増大など、経済社会・市財政の両面に大きな影響を与えると考えられます。

目標の設定

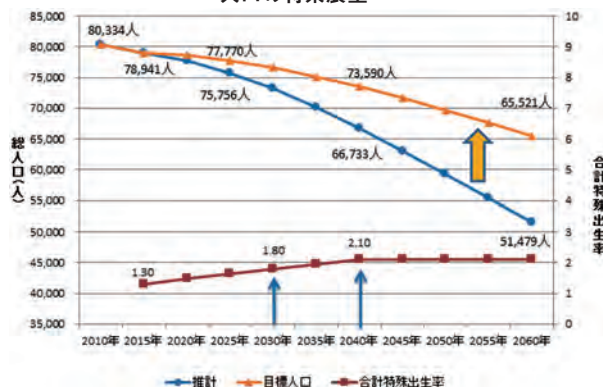
合計特殊出生率の上昇

- 平成42年（2030年）に**1.8**まで上昇させる
- 平成52年（2040年）に**2.1**まで上昇させる

若者・子育て世代の社会増

- 大幅に転出が超過する若者世代の転出抑制（20%抑制）
- 子育て世代とその子ども世代の転入促進（20%増）

人口の将来展望



目標人口の設定

- 平成37年（2025年）の目標（中期）
目標人口：**77,800人**
- 平成52年（2040年）の目標（長期）
目標人口：**73,600人**

将来都市像（目指していくまちの姿）

人が元気 まちも元気 自慢したくなるふるさと 龍ヶ崎

少子高齢化・人口減少社会、防災、福祉、活性化など、まちを取り巻く課題はさまざま、ますます複雑化しています。これらの課題の解決に向けて前に進むには、市民一人ひとりが生き生きと輝き、躍動することが大切です。このことで、同じようにまちも輝き、躍進するはずです。

人の元気がまちの元気につながり、愛着と誇りが生まれ、つつい自慢したくなる。

このようなまちの姿を目標に掲げ、「いつまでも住み続けたい」「いつかは住んでみたい」と思ってもらえるような、誇れる、そして、自慢したくなる「ふるさと龍ヶ崎」を目指します。

土地利用方針

今後の人口減少や行政サービスに対する需要の変化などに的確に対応しながら、持続可能な都市づくりを進めていくためには、「コンパクトなまちづくり」の視点が重要です。また、一定規模を有する4つの住宅系市街地と1つの工業系市街地からなる分散型の都市構造という本市の特徴も踏まえる必要があります。このことから、本市においては、次のとおり多極ネットワーク型コンパクトシティの形成を目指すこととしました。

■ 市内に分散する4つの住宅系市街地で、商業・サービス機能などの日常生活に必要な施設を維持・集約

■ 魅力的で機能性の高い各種拠点の形成

● 地域生活拠点

住宅系市街地の中心地区

● 産業拠点

つくばの里工業団地とその周辺

● 交流拠点

牛久沼周辺

● 都市拠点

竜ヶ崎駅や市役所周辺および佐貫駅周辺

■ 交通網の充実などにより各市街地間の時間距離を短縮

↓
各市街地間のネットワーク性向上による必要な機能の補完



多極ネットワーク型コンパクトシティの形成

実行プラン

将来都市像「人が元気 まちも元気 自慢したくなるふるさと 龍ヶ崎」の実現に向け、平成33年度（2021年度）までの5年間に何を政策の中心に位置付け、どのような方向でまちづくりを進めていくか、**5つの戦略**を定めました。

1

若い世代の
希望の実現

若者・子育て
世代の
定住環境の創出

2

教育環境の向上

まちづくりを
担う
人づくり

3

地域活性化

まちの活性化と
認知度向上

4

地域力の向上

安全・安心で
住みよい
環境づくり

5

持続可能な
行財政運営

将来につながる
基盤づくり

5つの戦略に沿って展開していくまちづくりの「目標」を13項目決めました。

13項目の「目標」のうち、より重点的・優先的に推進していくものを「重点目標」と位置付け、積極的な取り組みを進めます。

重点目標

子育て環境日本一

「子どもを産み、育てるなら龍ヶ崎」と思ってもらえるような、特長のある充実した環境の中で、子どもたちや子育て世代が生き生きと暮らせる「子育て環境日本一」のまちを目指します。

重点目標

市民活動日本一

市民一人ひとりがまちづくりの担い手として意識を持って行動し、他に誇れる活発な市民活動によりまちが活性化していく「市民活動日本一」のまちを目指します。

重点目標

防災・減災日本一

自助・共助・公助のバランスの取れた取り組みにより、いつ発生するか分からない災害に対し、市民・地域・行政が一体となって対処できる「防災・減災日本一」のまちを目指します。

重点目標

スポーツ健幸日本一

スポーツ・運動を通じた市民の健康づくりを推進することで、健康寿命の延伸を図り、市民が生涯にわたり健やかで幸せな生活を送れる「スポーツ健幸日本一」のまちを目指します。

そして、13項目の「目標」の実現に向けて、それぞれの目標ごとに、平成33年度（2021年度）までの5年間に推進していく「施策」を、43項目決めました。

実行プランの全体像

戦略1 若い世代の希望の実現「若者・子育て世代の定住環境の創出」

子育てしやすい環境づくりと住んでみたいと感じる魅力あるまちづくりにより、若者・子育て世代の希望をかなえ、定住人口の増加を図ります。



目標1

子育て環境日本一

重点目標

施策

- ①「子どもと住みたい龍ヶ崎」の実現
- ②出会い・結婚・妊娠・出産・子育ての各ステージに対応した切れ目のない支援
- ③若者・子育て世代への経済的な支援

数値目標

- 合計特殊出生率
1.27（平成27年）→ **1.50（平成33年）**
- 子育てしやすいまちであると感じる市民の割合
39.9%（平成28年度）→ **50%（平成33年度）**

目標2

住んでみたいと感じるまちづくり

施策

- ①「選ばれるまちづくり」による移住・定住の促進
- ②特色ある教育環境の創造
- ③大学等と連携した人材育成と生涯学習・生涯スポーツの推進
- ④環境先進都市を目指したまちづくりの推進

数値目標

- 人口減少の抑制（住民基本台帳人口）
78,568人（平成28年4月）
→ **78,412人（平成33年4月）**
- 純移動数（社会増減）
-174人（平成27年）→ **90人（平成33年）**

目標3

人口減少社会に対応したまちづくり

施策

- ①魅力ある都市拠点の形成
- ②公共施設の縮充等、既存ストックのマネジメント強化

数値目標

- 住み心地を良いと感じる市民の割合
84.6%（平成28年度）→ **90%（平成33年度）**



戦略2 教育環境の向上「まちづくりを担うづくり」

未来を担う子どもたちの教育はもとより、生涯にわたり自ら学ぶ生涯学習を促進するなど、子どもから大人までの幅広い年齢層に対応した教育環境の向上に取り組みます。

目標4 龍の子の生きる力を育むまちづくり

施策

- ① 知・徳・体のバランスのとれた教育の推進
- ② 自主性や社会性を育む教育環境の整備
- ③ 魅力があり、信頼される学校づくりの推進
- ④ 一人ひとりの心に寄り添う教育の推進
- ⑤ 学びを支える教育環境の整備

数値目標

- 小中学校の教育内容・施設に満足している市民の割合（18歳～50歳）
41.4%（平成28年度）⇒46%（平成33年度）
- 将来の夢や目標を持っていると答えた児童生徒の割合
児童**84.6%（平成27年度）⇒90%（平成33年度）**
生徒**68.4%（平成27年度）⇒75%（平成33年度）**

目標5 子どもの健やかな成長と自立心を育むまちづくり

施策

- ① 家庭の教育力の向上
- ② 幼児教育の充実
- ③ 子どもが健全に育つ環境の整備
- ④ 子どもの交流と活動の促進

数値目標

- 若者が健全に育つ環境に満足している市民の割合
27.5%（平成28年度）⇒33%（平成33年度）
- 小学校入学前の子どもたちへの教育内容・施設に満足している市民の割合（18歳～50歳）
38.7%（平成28年度）⇒44%（平成33年度）

目標6 生涯にわたり学び、文化やスポーツに親しめるまちづくり

施策

- ① 生涯学習環境の充実と人権教育・啓発の推進
- ② 文化財の保存・活用と文化芸術に親しむ機会の充実
- ③ スポーツ環境の充実

数値目標

- 生きがいづくりや趣味を楽しむ機会・場所に満足している市民の割合
29.7%（平成28年度）⇒35%（平成33年度）
- 芸術や文化に触れ親しむ機会・施設に満足している市民の割合
30.6%（平成28年度）⇒36%（平成33年度）
- 体を動かし、スポーツやレクリエーションに親しむ機会・施設に満足している市民の割合
49.9%（平成28年度）⇒55%（平成33年度）

戦略3 地域活性化「まちの活性化と認知度向上」



市民の力と地域資源を活かしたまちづくりにより、地域ブランド力の向上を図るとともに、積極的なシティプロモーション活動を展開することで、まちの活性化と認知度向上を図ります。

目標7 市民活動日本一

重点目標

施策

- ① 協働の取り組みによるまちづくりの推進
- ② 自主的で活発な市民活動の促進
- ③ 市民と行政の情報共有などを旨とした情報発信力の強化
- ④ 市民参加のまちづくりの推進

数値目標

- 市民活動への支援や参加できる機会に満足している市民の割合
24.5%（平成28年度）⇒30%（平成33年度）

目標8 地域の潜在力を活かした仕事とにぎわいを創出するまちづくり

施策

- ① 産業、金融、行政の連携による地域産業の維持・強化
- ② 若者、女性、アクティブシニア層を中心とした人材の育成・還流・定着の支援
- ③ 認知度向上、地域ブランド確立等による付加価値の向上
- ④ 農業の活性化支援

数値目標

- 就職者数（ハローワーク龍ヶ崎）
922人（平成27年度）⇒930人（平成33年度）

目標9 大学と連携した特色あるまちづくり

施策

- ① 龍・流連携事業の認知度の向上
- ② 大学（学生）・市民の交流促進
- ③ 産・学・官連携の充実

数値目標

- 龍・流連携事業や大学のイベント、スポーツ応援、公開講座等に参加したことがある市民の割合
13.2%（平成28年度）⇒18%（平成33年度）

戦略4 地域力の向上「安全・安心で住みよい環境づくり」

市民の暮らしを守るための防災・減災のまちづくりと、本市のスポーツ環境を活かした市民の健康づくりを推進するほか、地域の人々がつながり、支え合い、誰もが安全・安心で快適に住み続けられる地域社会の実現を目指し、さまざまな観点から地域力の向上を図ります。



目標10 防災・減災日本一

重点目標

施策

- 1 防災基盤の充実
- 2 消防団を中核とした地域防災体制の充実

数値目標

- 台風や地震など自然災害への対策に満足している市民の割合
34.2% (平成28年度) → **39% (平成33年度)**

目標11 地域がつながる、安全・安心なまちづくり

施策

- 1 市内公共交通網の充実
- 2 地域コミュニティを核とした地域力の向上
- 3 地域の防犯体制の充実
- 4 空家等対策の推進

数値目標

- 地域の人々がふれあい、交流できる機会・内容に満足している市民の割合
26.2% (平成28年度) → **31% (平成33年度)**

目標12 スポーツ健幸日本一

重点目標

施策

- 1 スポーツ・運動を通じた健康づくりの推進
- 2 高齢者の「健幸」力の向上

数値目標

- 16歳以上の市民のうち、週1回以上運動やスポーツを行う人の割合
43.2% (平成24年度) → **65% (平成33年度)**
- 体を動かし、スポーツやレクリエーションに親しむ機会・施設に満足している市民の割合
49.9% (平成28年度) → **55% (平成33年度)**
- 健康診査などの受けやすさや健康づくりのしやすさに満足している市民の割合
51.5% (平成28年度) → **57% (平成33年度)**

戦略5 持続可能な行財政運営「将来につながる基盤づくり」

政策実行を担保する経営資源の効率的な活用を図っていくとともに、行財政改革の取り組みを今後も推進し、将来にわたって持続可能な経営基盤の構築を目指します。



目標13 健全で効率的な行財政運営の推進

施策

- 1 人員の確保と人材育成の強化
- 2 健全な財政運営の推進
- 3 公共施設等の効率的な運営

数値目標

- 市役所の仕事ぶりに満足している市民の割合
39.5% (平成28年度) → **45% (平成33年度)**

財政計画

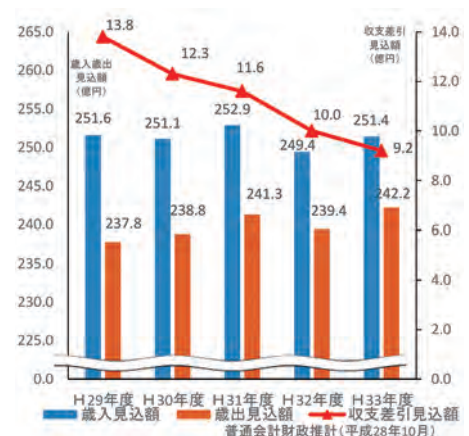
財政収支見通しと財政運営の課題

本プランの計画期間である平成33年度(2021年度)までの5年間は、毎年度黒字収支が続く見通しとなっています(平成28年10月財政推計)。しかし、歳入では、地方交付税等の依存財源に頼る部分が多く、市税等の自主財源の大幅な増収を見込むことは困難です。

また、歳出では、公債費負担の高止まりや社会保障関係費の増加などの影響で、義務的・固定的な経費に係る財政需要の増加が見込まれ、財政構造の硬直化が懸念されます。

このため、今後も財政健全化の取り組みを確実に推進していくことが不可欠となっています。

なお、本プランを遂行するための具体的な事業については、アクションプランで定めますが、財政収支見通しとともに毎年度見直しを行い、財源を担保しながら、本プランの実行性を高めます。



●まちづくり市民アンケートの結果（概要）●について

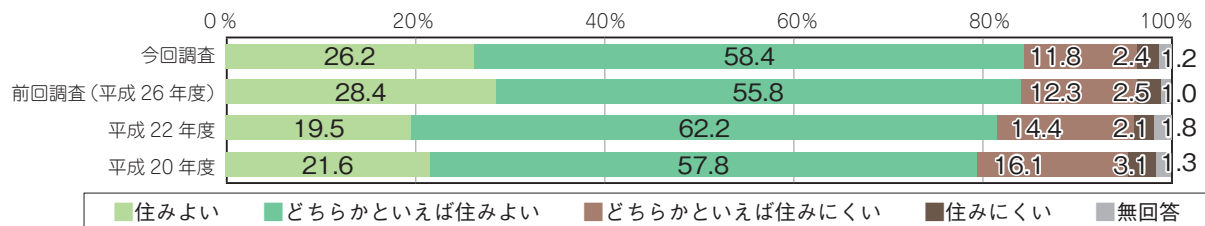
本プランの策定に当たり、市民のまちづくりに関する満足度や行政が実施している施策・サービスに対する評価を把握し、計画策定の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

調査概要

- ▶調査期間：平成28年4月25日～5月23日
- ▶調査対象：18歳以上の全市民から無作為抽出された4,000人
- ▶回答率：40.4%

調査結果（抜粋）

●龍ヶ崎市の住み心地について、どうされますか。（選択単回答）



●龍ヶ崎市の「良いところ・好きなところ」「もの足りないところ・嫌いなところ」は何ですか（3項目選択可）

良いところ・好きなところ（上位3項目）

1位	豊かな自然がある	57.7%
2位	買い物などの日常生活が便利である	34.1%
3位	災害の危険性が少ない	32.7%

もの足りないところ・嫌いなところ（上位3項目）

1位	交通の便が悪い	51.7%
2位	活気とにぎわいが少ない	34.2%
3位	将来の発展が期待できない	30.5%

●現在の龍ヶ崎市での暮らしについて施策別の満足度をお答えください（49項目別）

満足度の高い項目（上位3項目）

1位	ごみ収集サービスや資源リサイクル	76.2%
2位	空気のきれいさ、緑の豊かさなど自然環境	72.5%
3位	上水道の整備	66.6%

不満足度の高い項目（上位3項目）

1位	鉄道やバスなど公共交通機関の利便性	65.6%
2位	見どころ・楽しみどこの発掘など観光の振興	59.1%
3位	商店街の活性化など商業の振興	58.2%

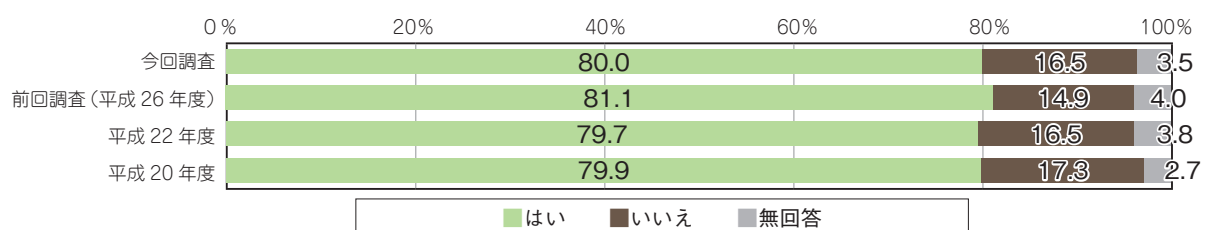
●優先的・重点的に取り組んでほしい施策項目をお答えください（5項目選択可）（上位3項目）

1位	鉄道やバスなど公共交通機関の利便性	18.6%
2位	病院・医院の数と夜間・休日などの医療サービス体制	17.1%
3位	台風や地震など自然災害への対策	15.1%

●龍ヶ崎市は将来的にどのようなまちであってほしいですか（3項目選択可）（上位3項目）

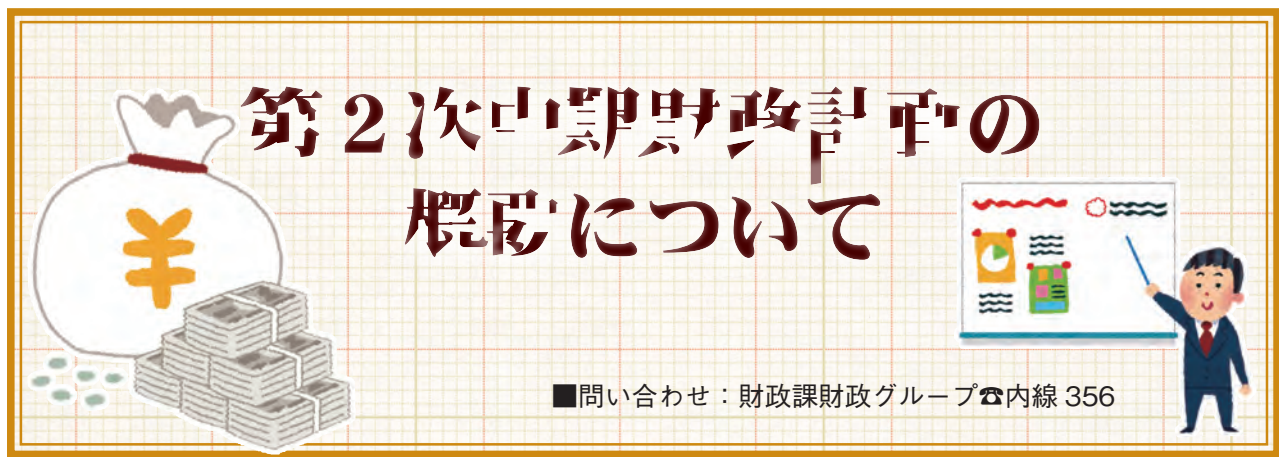
1位	みんなが元気に暮らせる医療体制や福祉サービスが充実したまち	62.1%
2位	災害に強く、犯罪が少ない安心・安全なまち	56.0%
3位	交通や買い物環境などが充実した生活に便利なまち	46.3%

●これからも龍ヶ崎市に住み続けたいと思いますか（選択単回答）



本プラン（4月から公開）およびアンケート調査報告書は、次の場所で閲覧できます。

- ▶閲覧場所：市公式ホームページ／市役所3階企画課・1階市民情報コーナー／西部・東部出張所／市民窓口ステーション／各コミュニティセンター／市民活動センター／中央図書館



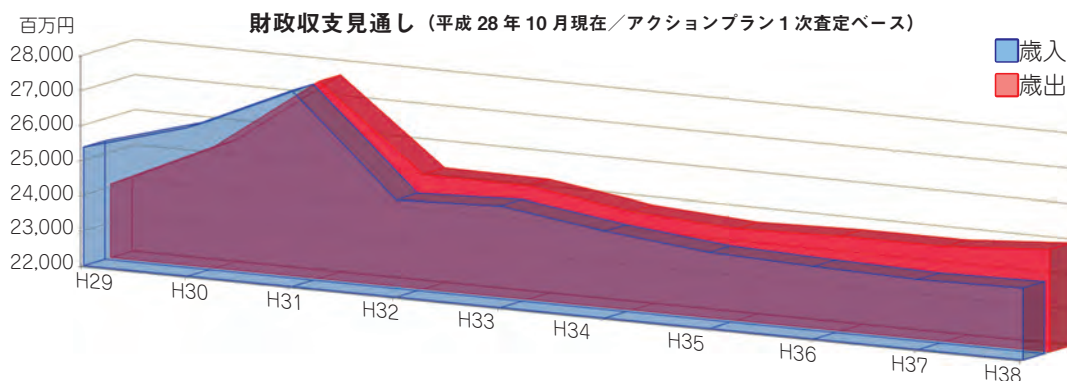
1 計画の根拠・目的・計画期間

本市では、平成24年9月に「龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例」（以下「基本指針条例」）を制定し、最上位計画である「ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」は財源の根拠をもって策定すること（第18条）、事業の進捗状況等を反映した「財政収支見通し」を公表すること（第17条）、ふるさと龍ヶ崎戦略プランを確実に実行するための財源を確保するため、財政指標を用いた財政運営の目標を定めること（第21条）などを規定しました。

本計画は、その目標を達成・維持するため、同条例施行規則第13条により策定が義務付けられているもので、平成25～28年度を計画期間とした第1次中期財政計画の財政力強化の取り組みを継続・発展させた、第2次の中期財政計画です。計画期間は、「第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」（以下「戦略プラン」）と同じく平成29～33年度の5年間で、

2 財政収支見通し

現行制度のまま現在の行財政運営を続けた場合、計画期間を含む当面の間は、黒字収支が続く見通しです。しかし、戦略プランの具体的な事業を定めるアクションプランに搭載予定事業（1次査定ベース）の概算を反映させると、財政収支見通しは次の通りとなります。



区分	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
歳入決算見込額 A	25,367	26,224	27,579	24,768	24,893	24,479	24,174	24,071	23,998	24,052
歳出決算見込額 B	24,084	25,460	27,611	25,256	25,231	24,798	24,616	24,701	24,708	24,919
収支見込額 A-B	1,283	764	△ 32	△ 488	△ 338	△ 319	△ 442	△ 629	△ 711	△ 868
累積収支不足額	—	—	△ 32	△ 520	△ 858	△ 1,177	△ 1,619	△ 2,248	△ 2,959	△ 3,827
一般基金残高	5,994	5,928	5,531	5,465	5,398	5,331	5,264	5,197	5,130	5,062

項目別に百万円単位で四捨五入しており、合計欄の数値と合わない場合があります。

この財政収支見通しでは、大型事業が集中する平成31年度から収支がマイナスとなり、平成38年度までの累積収支不足額は38.3億円となる見込みです。ただし、平成38年度末において基金が50.6億円あるため、これを活用することで、収支不足の解消は可能です。

なお、経済情勢などの影響により歳入が想定より大幅に下回った場合などは、収支不足の解消が困難となることも考えられます。引き続き、財政力強化の取り組みにより収支を改善し、過度に基金に依存しない事業が推進できるよう努めてまいります。

3 財政運営の基本方針と目標

新規大型事業を実施するため、多額の地方債を借り入れると、実質債務残高や将来世代負担額が増加します。また、基金を取り崩して事業を実施すれば、積立金が減少します。これらにより、目標とする各種財政指標の悪化が懸念されます。

そのため、この計画においては、事業を実施するための財源を生み出し、収支ギャップを解消することで、目標とする各種財政指標を悪化させないことを基本方針とし、財政運営目標は第1次計画から据え置きとします。財政運営目標および第1次計画における平成27年度の実績は次の通りです。

	区分	財政運営目標	平成27年度実績	達成状況
1 財政収支の改善	①基礎的財政収支	黒字	黒字	○
2 柔軟な財政構造への転換	②経常収支比率	90%以下	90.1%	
	③積立金残高比率	35%以上	42.5%	○
3 将来負担額の削減	④実質債務残高比率	180%以下	209.0%	
	⑤社会資本形成の将来世代負担比率	30%以下	29.8%	○

4 財政力強化の取り組み

前述の財政収支見通しにおける計画期間内の累積収支不足額が8.6億円であることから、この計画における収支改善目標額は、単年度2億円以上、計画期間累計10億円以上とし、次の方策により目標達成を目指します。

歳出削減の取り組み

- ①人件費の抑制
- ②公債費の抑制
- ③長期債務残高の増加の抑制
- ④事務事業の適正化
- ⑤公共施設の全体最適化
- ⑥特別会計の独立性の向上
- ⑦一部事務組合の経営効率化等
- ⑧外郭団体の経営健全化
- ⑨補助金等の見直し

歳入確保の取り組み

- ①自主財源と受益者負担等の公平性の確保
 - 課税客体の確保
 - 市税徴収率等の向上
 - 使用料・手数料等の見直し
- ②基金残高の確保
- ③市債の活用

5 進行管理と公表

財政収支見通しは、決算を反映させて毎年度見直します。さらに、大型事業の実施年度の調整や事業内容の精査などを行い、財源の裏付けのあるアクションプランとすることで、戦略プランの確実な実行に努めます。また、この過程の中で、必要に応じて財政運営目標や収支改善目標を修正します。このように財政収支見通しとアクションプランは、お互いに連携しながら戦略プランを推進するための、車の両輪としての役割を果たします。

見直しや修正の結果は、広報紙や市公式ホームページなどで適時公表し、基本指針条例第5条および第6条に規定する「情報の共有化」を推進します。

市民の皆さんのご理解・ご協力をお願いします。



用語解説

- * **基礎的財政収支**：プライマリー・バランスともいい、歳入総額から市債等（借金）を差し引いた金額と、歳出総額から公債費（借金の返済金）を差し引いた金額のバランスを見る指標です。
- * **経常収支比率**：地方税・普通交付税などの自由に使える歳入が、毎年義務的に支払わなければならない歳出に使われている割合です。比率が低いほど財政構造に弾力性があります。
- * **積立金残高比率**：市町村の財政規模に応じた、基金（預金）残高の割合です。比率が高いほど、財源調整力に優れています。
- * **実質債務残高比率**：市町村の財政規模に応じた、地方債（借金）などの債務残高の割合です。比率が低いほど、将来における財政構造に弾力性があります。
- * **社会資本形成の将来世代負担比率**：現在保有している公共資産のうち、まだ返済が終わっていない（将来世代が払わなければならない）割合です。比率が低い方が、財政の安全性は高くなります。

介護予防・日常生活支援総合事業をはじめとした新しい地域支援事業が始まります

■問い合わせ：高齢福祉課地域包括支援センター ☎内線 277



地域包括ケアシステム事業の概要

地域包括ケアシステムとは、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らし、いていけるよう、市が中心となり、「住まい」「医療」「介護」「生活支援・介護予防」を包括的に体制整備していくものです。

平成24年時点で65歳以上の高齢者1人に対して、20〜64歳の働く世代は約2・4人。政府の推計では、平成62年には1人の若者が1人の高齢者を支えなければならない時代となると予想されています。

高齢者の医療・介護を今から考え、この課題を乗り越えていくため、今全国で進められているのが、介護予防・日常生活支援総合事業をはじめとする、5つの重点施策を柱とした新しい地域支援事業です。平成29・30年度を起点として、龍ヶ崎市も取り組みを本格化します。



策1 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者などの高齢者の多様な生活支援のニーズを地域全体で支えることを目的として、平成27年4月の介護保険法改正により総合事業が市の事業に位置付けられました。

総合事業には、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」があります。

「介護予防・生活支援サービス事業」は、介護認定における要支援認定者と事業対象者（チェックリストにより支援が必要と判断された者）が利用できる事業で、掃除・洗濯などの日常生活上の支援を提供する「訪問型サービス」、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供する「通所型サービス」などがあります。市では、これまで介護保険の予防給付として提供していた当該サービスを市の事業として実施するとともに、地域の特性に応じた社会資源を活用した、多様なサービスを順次整備していきます。平成29年度は、国の基準を一部緩和した生活支援サービス（訪問型サービスA）、ミニデイサービスなどを活用した外出機会拡大のための生活支援サービス（通所型サービスA）を新設する予定です。

「一般介護予防事業」は、65歳以上の方を中心に、従来の介護予防事業をさらに充実させ、生きがいづくり・地域での役割づくりを大切にしながら、自助・互助の仕組みを拡げていくものです。

策2 龍ヶ崎市地域ふれあいサロン 活動支援事業

「一般介護予防事業」の中で、高齢者の小さな「居場所」的活動を支援するため、独自事業として平成29年度から取り組みます。

市内の集会所、民家等を利用し、

① 介護予防活動を含む高齢者の健康、生きがいなどに関する趣味活動または教養講座などの開催による高齢者相互の交流

② 高齢者と認知症若しくは障がいのある方との交流または子どもなどの世代間の交流

の活動を、高齢者5人以上で週1回以上実施する団体などを対象として支援を行います。

策3 在宅医療・介護連携の推進

① 龍ヶ崎市在宅医療・介護連携のための懇談会

市民に対して保健・医療・介護・福祉の連携による切れ目のないサービスの提供体制をつくっていくため、多職種の顔の見える関係づくりと意見交換の場をつくり、話し合いを進めています。

② 市民フォーラム「明日の医療・介護連携を考える」

在宅医療・介護について考える機会をつくり、地域住民の在宅療養に対する意識を高め、各社会資源の役割を正しく理解するため、医療関係者の講演や、医療・介護関係者による活動紹介

などの機会を設けています。



③「地域包括ケアシステムの構築推進に関する連携協定書」締結

龍ヶ崎市と竜ヶ崎市・牛久市医師会は、平成28年9月30日に、「地域包括ケアシステムの構築推進に関する連携協定書」を取り交わしました。医師会との協力関係のもと、地域の医療・介護の幅広い関係者と連携を強化していくことが求められており、今後在宅医療・介護連携や認知症対策のさらなる推進を図ります。

④「在宅医療連携相談室」開設

竜ヶ崎市・牛久市医師会の協力のもと、医療的な相談体制の強化を目的として、平成28年11月から「在宅医療連携相談室」を市役所附属棟の訪問看護ステーション竜ヶ崎内に設置しました。

医療と介護をつなげるため、また、患者・家族および関係者の不安・負担を減らしていくための窓口として、地

域包括支援センターと互いに連携しながら、多様な市民ニーズに応えていきます。



施策4 認知症施策の推進

①専門医療機関としての地域型認知症疾患医療センター

認知症疾患医療センターは、認知症の方とその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、認知症の鑑別診断、周辺症状や身体合併症への対応など、地域と連携を図りながら支援を行う専門医療機関です。平成28年4月から市内の「池田病院」が県の指定を受け、市と連携しながら各取り組みを始めています。

②認知症講演会

認知症を理解しその対応を学ぶこと

により、予防についての意識を高め、早期治療の大切さを理解するため、平成26年度から認知症予防月間の9月に開催しています。



③認知症初期集中支援チーム

認知症の方やその家族に早期に関わり、早期診断・早期対応ができる支援体制を構築するため、現在池田病院の協力のもと取り組みを進めています。

④認知症ケアパス

認知症の症状・状態に応じ、どういう社会資源、サービスが検討できるのか、当事者の不安・疑問にこたえるためのガイドブックを作成しており、平成29年3月中旬に初版が完成する予定です。

⑤認知症サポーター養成講座

今後、認知症高齢者人口が増加すると推測される中、認知症についての正しい理解を持ち、認知症の方やその家

族を温かく見守る認知症サポーターを養成する講座を開催しています。

認知症サポーターは、認知症を正しく理解し、認知症の方や家族を温かく見守る応援者として、それぞれが自分のできることを考え、できる範囲で支援することを目的としています。

認知症サポーターには認知症を支援する「目印」として、ブレスレット（オレンジリング）を配布します。

施策5 生活支援サービスの体制整備

今後、介護保険サービスにおける専門職へのニーズの増加が予想されますが、それに比例した担い手を確保することは難しい状況にあります。一方、最近では介護保険外の多様なニーズも増加しており、それを地域で解決していくこう、という取り組みが全国的に始まっています。

「自分でできることは自分で。」地域の人たちがその地域にあわせた活動を考え、実践する。市はそういった地域活動が継続できるよう支援する、そういう関係の構築および連携を目指す取り組みが大切です。

現在、高齢者にとって住みやすい地域のあり方を協議する場として「生活支援サービス基盤整備のための勉強会」を設置しており、社会福祉協議会、シルバー人材センター、NPO、コミュニティ協議会有志、地域包括支援センターが意見交換を続けています。

平成 29 年度からスタートする新しい計画をお知らせします

■問い合わせ：企画課地域戦略グループ ☎内線 361

まちづくりの基本方向を示す最上位の計画「第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」とともに、同プランに記載された内容を踏まえた各行政分野の具体的な取り組み・方針などを定めた、新しい計画（改定・予定を含む）に基づく取り組みがスタートします。

市では、それぞれ計画に掲げる目標の実現・達成などに向けて、取り組みの着実な推進を図っていきます。

都市計画マスタープラン 2017

平成 29 年度～平成 38 年度

「第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」を都市計画の側面から補完する役割を担います。本プランでは、将来都市像の実現に向けて、都市づくりの目標を定めるとともに、土地利用・道路整備・景観形成など、都市計画上、特に重要となる分野の方針や、本市を4つの地域に区別した地域別のまちづくり方針などを定めています。

【担当課】都市計画課

教育プラン

平成 29 年度～平成 33 年度

教育全般（義務教育・健全育成・生涯学習・文化芸術・スポーツ）を対象とする本市の教育分野のマスタープランです。「ふるさと龍ヶ崎の 現在（いま）を担い、未来（あす）を拓く 人づくり」を基本理念に定め、基本理念の実現に向けた取り組みを計画的に推進するため、具体的施策や成果指標などを定めています。

【担当課】教育総務課

地域防災計画

災害対策基本法に基づき、地域住民の生命財産を災害から保護し、被害を軽減するための計画です。地震災害対策計画編と一般災害等対策計画編で構成しています。今回の計画改定は、土砂災害に関する発令基準の改正、小貝川・利根川洪水避難計画の追記など、一般災害等対策計画編の一部見直しを行ったものです。

【担当課】危機管理室

第2次健康増進・食育計画【健康りゅうがさき 21】

平成 29 年度～平成 33 年度

計画の全体目標を「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」と定め、生活習慣病の発症予防と重症化予防に取り組むことを重点目標に掲げています。『自らつくる健康・みんなでめざす豊かな健康』を目指して、生涯を通じ市民が主体的に健康づくりを推進するための計画です。

【担当課】健康増進課

第2次環境基本計画

平成 29 年度～平成 38 年度

環境に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するための指針となる目標や取り組みの方向性などを示す基本的な計画です。地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を包括しています。

【担当課】環境対策課

第2次中期財政計画

平成 29 年度～平成 33 年度

「第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」を確実に実行する財源を確保するため、財政運営上の目標およびその目標を達成・維持するための方策を定めた計画です。

【担当課】財政課

地域公共交通網形成計画

平成 29 年度～平成 33 年度

地域公共交通ネットワーク全体をまちづくりと連携して一体的に形づくり、持続可能で地域にとって望ましい交通網の実現に向け、さまざまな事業を定めた計画です。

【担当課】交通防犯課

空家等対策計画

平成 29 年度～平成 38 年度

所有者などのさまざまな事情から適正な管理が行われていない空家等に関する対策の実施、その他の空家等に関する必要な措置を適切に講じるための計画です。

【担当課】交通防犯課

第2期地域福祉計画

平成 29 年度～平成 33 年度

子どもから高齢者、障がいのある人もない人も住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らすことができるよう、地域住民が主役となって進める地域づくりの取り組みを推進するための計画です。

【担当課】社会福祉課

子ども読書活動推進計画（第三次）

平成 29 年度～平成 33 年度

子どもたちが読書をとおして思考力など生きる力を身につけ、心豊かな市民として成長していくため、家庭や学校、地域における子どもの読書環境を整備し、読書の機会を増やすための事業を推進する計画です。

【担当課】生涯学習課

各計画は、市公式ホームページをはじめ、市役所1階・市民情報コーナー、西部・東部出張所、市民窓口ステーション、各コミュニティセンター、市民活動センター、中央図書館、担当各課などで、4月からご覧いただけます。